

徳島市避難行動要支援者システム整備事業に関する意見招請（RFC）実施要領

徳島市長 遠藤 彰良

1 背景と目的

徳島市の避難行動要支援者システムは、平成25年に個人番号利用事務系ネットワークに属するメインフレーム上への開発以降、現在まで運用しています。

災害時に自力で避難が困難で、犠牲となる可能性の高い要介護者や障害者等の避難行動要支援者の災害対策における近年の国の動向としては、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、災害時に要支援者を取り残すことのないよう、実効性のある避難支援等を行う体制づくりが求められています。

本市では、平常時から地域の避難支援等関係者等と連携して避難支援の取り組みを推進することを目的とし、要支援者名簿や個別避難計画をデジタル管理でき、また、要支援者情報・ハザードリスク・避難所等を視覚的に捉えるために新たにGIS（地理情報システム）を導入したシステムの調達を令和6年度に予定しています。

本招請は、当該システムの調達に先立ち、公正・公平な調達とすること目的に、事業者の皆様調達仕様書案等について御意見をいただくため実施するものです。

2 意見招請に付する事項

本市が求める要件の実現可能性等の観点から応札可能であるか、可能でない場合どの部分が問題になっているかについて御意見をください。

(1) 提示資料

資料名称	概要
調達仕様書（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 調達仕様書</li> <li>② 審査基準について</li> <li>③ 技術提案書記載依頼事項兼審査基準_令和5年4月バージョン</li> <li>④ 技術提案書記載依頼事項兼審査基準_令和6年9月バージョン</li> <li>⑤ 別紙1 想定プロジェクトマネジメント</li> <li>⑥ 別紙2 システムコンセプト図</li> <li>⑦ 別紙3 主な業務要件</li> <li>⑧ 別紙4 システム構成要件</li> <li>⑨ 別紙5 機能要件</li> <li>⑩ 別紙6 非機能要件</li> <li>⑪ 別紙7 システム連携要件</li> <li>⑫ 別紙8 課題管理一覧</li> <li>⑬ 別紙9 主要なデータ量・件数</li> <li>⑭ 別紙10 想定移行データ</li> <li>⑮ 別紙11 コード情報</li> <li>⑯ 別紙12 データ保存</li> <li>⑰ 別紙13 情報セキュリティ</li> <li>⑱ 別紙14 教育・訓練</li> <li>⑲ 別紙15 運用・保守</li> </ul>

	㊴ 別紙 1 6 システムライフサイクル ㊵ 別紙 1 7 その他開発作業における特則 ㊶ 別紙 1 8 提出物一覧 ㊷ 別紙 1 9 提案書提出前チェックシート
--	--

(2) 資料ダウンロード

以下より提示資料のダウンロードをお願いします。

[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/hinan\\_RFC.html](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/hinan_RFC.html)



(3) 招請する意見の内容

要件	依頼事項
調達仕様書(案)等に対する意見	● 応札を阻害する要因や不明点、その他の要望等
「別紙 8 課題管理一覧」への対応	● 類似団体等におけるシステム導入状況、運用方法等
その他	● 上記以外の有用な情報・提案

3 実施期間

令和 6 年 1 0 月 2 2 日 (火) ～ 令和 6 年 1 1 月 8 日 (金)

4 意見の提出期間等

- (1) 提出期限 令和 6 年 1 1 月 8 日 (金) 1 7 時まで
- (2) 提出様式 別添「意見書」  
※ ただし、上記様式で作成が困難な場合や添付資料等は自由様式可
- (3) 提出先 徳島市健康福祉部健康福祉政策課企画担当
- (4) 提出方法 電子メール (kenkofukushi\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp)  
※ 添付データ容量が大きい等により電子メールによる提出ができない場合は郵送、持参も可
- (5) その他 メール送付後、本市に対して到着確認の電話連絡をしてください。

5 注意事項

- (1) 意見を御提供いただいた事業者について、将来のシステム調達を保証するものではありません。また、意見を御提供いただけなかった事業者について不利益に扱うことは一切ありません。
- (2) 御提供いただいた意見等に対して、後日ヒアリングを実施する場合があります。
- (3) 御提供いただいた意見等は、本市内部での検討資料として利用します。
- (4) 資料等を御提供いただいた場合は返却いたしません。  
また、御提供いただいた資料は、徳島市情報公開条例第 7 条(7)に該当するものとして、非公開とし、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。
- (5) 意見の御提供に当たり発生する費用については、事業者にて御負担をお願いします。

**【問合せ先】**  
 徳島市健康福祉部健康福祉政策課 企画担当  
 電話番号 0 8 8 - 6 2 1 - 5 5 6 2  
 E-Mail kenkofukushi\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp